

本書面には、受講するにあたっての受講希望者と法人との契約条件が規定されております。受講希望者は本規約の内容をご理解いただき、すべての条件に同意の上、お申し込みをお願いいたします。

一般社団法人 TMG本部

受講規約

第1条 事業者及び所在地

一般社団法人 TMG本部 〒335-0023 埼玉県戸田市本町 1-22-3

第2条 目的

看護教育における実習の意義及び実習指導者としての役割を理解し、効果的な実習指導に必要な知識・技術を習得した看護実践指導者の育成を図る

第3条 受講申込

(申込書類)

1. 受講希望者は、別紙の申込書に必要事項を記入し、所定の日までにご提出ください。

(受講申込の取り消し)

次の各項に該当する者は、受講申込を取り消しとすることがあります。

1. 期限内に受講料の納入のない者
2. 申込に必要な書類の提出のない者

第4条 受講料

(受講料) 別紙添付の受講料の案内を参照

(支払い時期・支払方法)

1. 受講料は通知が届いてから、10日以内に指定の口座にご入金ください。
2. 病院・施設で一括してご入金頂いても構いません。

第5条 提供期間 別紙参照

第6条 変更・休講

天災などの不可抗力により、やむを得ず教材、採点、質問解答の送付の時期や遅延、スクーリングの日程変更が生じる場合があります。ただし、受講者の不利益にならないよう最善の措置を講じます。

第7条 受講の取り消し

1. 欠席・遅刻・早退が著しく多く、学習意欲に欠け、修了の見込みがないと認められる者
2. 法令違反など、受講生として相応しくないと事業者が判断した者

第8条 受講料の返還

納入された受講料は原則として返還されません。ただし受講申込締切日前に受講の辞退の申し出があった場合は法人規定に従い返還いたします。その際、振込料および事務手数料(2,000円)を返還額から徴収いたします。

辞退を申し出た日	返還額
受講申込締切日まで	受講料の全額
受講申込締切日翌日から開講2日前まで	受講料の半額
開講前日以降	なし

第9条 主催者の責任

受講生の知識・技能により、目的が万が一達成できなかつたとしても責任を負いかねます。

第10条 研修受講者の遵守事項

1. 講義資料をSNSなどで共有しない。
2. 講義資料等を別のサイトにアップロードしない。(著作権法による違法行為)
3. 講義のミーティングIDやパスワードを受講者以外に共有しない。
4. 講義内容の録音・録画またはその内容を公開しない。
5. 講義中の写真、スクリーンショットなどによる画像を保存または公開しない。
6. 他人が作成したレポート課題を自己の作成したものとして提出しない。
(盗用・剽窃行為の禁止 / ※引用は引用元を明示する)

付則 この規定は、2022年4月1日制定

ご連絡先： TMG本部 人財開発センター 048-498-2023 jinzai@tmg.or.jp